

日本一の健康長寿県構想ロゴタイプ使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本一の健康長寿県構想を積極的にPRしていくことを目的に作成した「日本一の健康長寿県構想ロゴタイプ」(別紙、図1～図4)(以下「構想ロゴ」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用基準)

第2条 高知県以外の者は、構想ロゴを使用することができない。ただし、高知県健康政策部保健政策課長(以下「課長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、高知県以外の者に、その使用を承認することができる。

- (1) 日本一の健康長寿県構想に関する高知県との共催又は後援事業及び高知県の補助を受けた事業で使用するとき。
- (2) 報道機関が県政及び日本一の健康長寿県構想に係る報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) 営利活動、政治活動又は宗教活動以外の活動であって、日本一の健康長寿県構想の趣旨に沿い、かつ公益性が認められると課長が判断したとき。

(使用の申請及び承認)

第3条 前条の規定による承認を受けようとする者は、あらかじめ「日本一の健康長寿県構想ロゴタイプ使用承認申請書」(様式第1号)により課長に申請しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 高知県との共催事業で使用するとき。
- (2) 報道機関が県政及び日本一の健康長寿県構想に係る報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) その他、課長が特に認めるとき。

2 課長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、「日本一の健康長寿県構想ロゴタイプ使用承認・不承認通知書」(様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

(承認内容の変更)

第4条 前条の規定により承認を受けた者(以下「構想ロゴ使用者」という。)が、承認された内容を変更しようとするときは、速やかに「日本一の健康長寿県構想ロゴタイプ使用変更承認申請書」(様式第3号)により課長に申請し、変更内容の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 内容変更の承認は、「日本一の健康長寿県構想ロゴタイプ使用承認・不承認通知書」(様式第2号)により行う。

(使用物件等の届出)

第5条 構想ロゴ使用者は、当該構想ロゴの使用に係る物件等を速やかに課長に届けなければならない。

(使用承認の取消し)

第6条 課長は、構想ロゴ使用者が、虚偽その他不正の方法により使用承認を受けたとき、又は第2条ただし書きに該当しないことが判明したときは、その承認を取り消すものとする。

2 前項の規定により、承認を取り消したことによって生じた損害に対して、高知県はその責任を負わない。

(使用料)

第7条 構想ロゴの使用料は、無料とする。

(庶務)

第8条 構想ロゴの使用に関する庶務は、高知県健康政策部保健政策課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、構想ロゴの使用について必要な事項は、課長が別に定める。

附則

この規程は、平成23年11月8日から施行する。

この規程は、平成28年2月17日から施行する。

この規定は、令和4年5月18日から施行する。